

同志社大学大学院司法研究科

2022 年度春学期末試験問題

科目名：○国際私法 I
担当者：高橋宏司
持込参照：司法試験六法
試験時間：90 分
講評会：

第一問

甲国人男 X と甲国人女 Y は有効に婚姻し、共に日本に居住している。X および Y は、婚姻後に、両名の署名した書面で、日付を付したものによって、夫婦財産契約(本件夫婦財産契約)を締結し、同じ書面に、夫婦財産制の準拠法として甲国法を選択する条項(本件法選択条項)も置いた。Y は、婚姻前に自己の単独名義で、甲国に所在する土地を購入していた。本件夫婦財産契約では、その締結時に既に取得されていたものも含めて、夫婦の財産は共有とすると定められている。甲国法は、有効な夫婦財産契約に別段の定めのないかぎり、婚姻前に夫婦のいずれかがその単独名義で取得していた財産は、婚姻後も当該取得者の特有財産となるとしている。以下の各小問に答えなさい。

(1) 甲国法上、夫婦財産契約は、婚姻後に締結したものでも有効であるが、両当事者の押印がなければ無効である。

(i) 本件夫婦財産契約は、婚姻後に締結されたことを理由として無効となるか。(期末試験総点 80 点中 10 点)

(ii) 本件夫婦財産契約は、押印がないことを理由として無効となるか。(期末試験総点 80 点中 10 点)

(2) 本件土地に関して、X と Y の夫婦財産制の準拠法は何国法か。(期末試験総点 80 点中 10 点)

(3) 本件夫婦財産契約がその準拠法上、有効であるとする。本件土地は、X と Y の共有となるか。(期末試験総点 80 点中 10 点)

第二問

甲国人男 X と乙国人女 Y は、婚姻をすることなく、日本で共同生活を送っていた。以下の一連の各小問に答えなさい。

(1) Y が子(Z)を懐妊したので、X は Z を胎児認知したいと考えている。胎児認知は、甲国法上は認められているが、乙国法上は認められていない。X は Z を胎児認知できるか。(期末試験総点 80 点中 10 点)

(2) X は、結局、Z を胎児認知しなかった。Y は Z を出産し、Z は乙国籍を取得した。この時点において、Z と X の間に非嫡出父子関係が成立するか。また、Z と Y の間に非嫡出母子関係が成立するか。非嫡出父子関係は、甲国法上は認知によらなければ成立しないのに対して、乙国法上は生物学的な父子関係の存在により成立するものとする。また、非嫡出母子関係は、甲国法上も乙国法上も分娩の事実により成立するものとする。(期末試験総点 80 点中 10 点)

(3) Xは、Zを胎児認知せず、出生時にも両者間に非嫡出父子関係は成立しなかったものとする。その後40年を経て、XはZを認知できるか。なお、Zは、自らにXの扶養義務が生ずることを懸念し、Xの認知を拒否する意向である。成年の子の認知は、甲国法上は子の承諾を条件とすることなく許されているのに対して、乙国法上は子の承諾を条件として許されている。(期末試験総点80点中10点)

(4) Xは、Zを認知しないままに死亡したものとする。その1年後、Zは、自らが亡Xの非嫡出子であることを認知するよう請求し、検察官を被告として日本で訴えを提起した。強制認知は、甲国法の下では、認知者の死亡時から2年以内ならば認められているのに対して、乙国法の下では、一切認められていない。本件訴えは適法か。(期末試験総点80点中10点)

